

白 糠 町 農 業 委 員 会
第 2 4 回 総 会 議 事 録

自 令和 2 年 1 月 31 日
至 令和 2 年 1 月 31 日

白 糠 町 農 業 委 員 会

第 2 4 回 白 糠 町 農 業 委 員 会 総 会 議 事 録

令和 2 年 1 月 31 日

1 本委員会に出席した委員の氏名及び議事録署名委員の氏名

議席	委 員 氏 名	出 欠	署 名	所 属
議長	林 善 幸	○		総 務
1	石 田 正 義	○		農 地
2	對 木 範 誉	欠		農 地
3	酒 井 伸 吾	○		総 務
4	松 本 隆 志	○		総 務
5	中 河 敏 史	○		農 地
6	澁 谷 幸 子	○	○	総 務
7	峯 田 弘 子	○		農 地
8	照 井 明	○	○	農 地

2 事務局職員の出席した者

事務局長 山田雄大
主 幹 齊藤嘉重

3 委員会に付議した議件

日程 1 議事録署名委員の指名
 日程 2 会務報告
 日程 3 議案第84号 農用地利用集積計画の決定
 日程 4 議案第85号 白糠農業振興地域整備計画の変更に係る意見
 日程 5 議案第86号 農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議

開会 午後 1 時22分

議長 これより第24回農業委員会総会を開会いたします。
ただ今の出席委員数は8名であります。
對木委員より欠席の届け出があります。

白糖町農業委員会会議規則第6条の規定により、委員の過半数の出席で会議が成立しております。

日程第1 「議事録署名委員の指名」を行います。
本日の議事録署名委員は、会議規則第13条第2項により、2名の委員を議長において指名したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(出席委員)

(「異議なし」の声あり)

議長 ご異議なしと認めます。
よって、私の方から議事録署名委員を指名いたします。
6番 澁谷委員、8番 照井委員、以上2名を指名いたします。

日程第2 「会務報告」をいたします。
1月20日から23日に、札幌市において、「令和元年度女性農業委員活動強化研修会」および「令和元年度市町村農業委員会活動強化研修会」ならびに「令和元年度全道農業者年金研究会」が開催され、澁谷委員、峯田委員、石田委員、中河委員、事務局、私が出席しております。
1月28日には釧路町におきまして、令和元年度市町村農業者年金代議員等研修会が開催され、石田委員、中河委員、澁谷委員、峯田委員、事務局、私が出席しております。
以上、会務報告とさせていただきます。

日程第3 議案第84号「農用地利用集積計画の決定」について議題といたします。
事務局職員に議案の朗読及び説明を斉藤主幹よろしくお願いいたします。

斉藤主幹 議案第84号「農用地利用集積計画の決定」
下記の農用地利用集積計画は、利用権の設定等促進事業の実施が必要と認められ、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、農用地利用集積計画の作成について意見を求められたことから、本会の審議を求める。
令和2年1月31日提出。
白糖町農業委員会 会長 林 善幸。
記。
別紙のとおり
次のページをおめくり願います。
農用地利用集積計画の決定（所有権移転）
この内容につきましては、前回の総会時に賃貸借の解約、土地の引き渡

しも完了し、分筆のための土地測量も完了し面積も確定したことから、今回は所有権移転のための利用集積計画が●●●様と●●●の双方から提出がありました。

議案に戻っていただき、あらためてご説明いたします。

土地の所在地は●●●ほか計●●●。面積は分筆後の面積を含め、合計●●●。利用目的は野菜畑で使用し、売渡価格は●●●。平米あたり●●●で積算し、千円未満は切り捨てしております。

利用集積の公告は2月4日で予定しておりますが、公告後は分筆登記をただちに実施。その登記が完了しましたら速やかに所有権移転登記を実施する予定です。

以上、議案第84号の説明とさせていただきます。

議 長 議案第84号の質疑をお受けいたします。

(出席委員) (なし)

議 長 質疑なしと認めます。
これをもって、質疑を終結いたします。
よって、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(出席委員) (「異議なし」の声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。
よって、議案第84号につきましては、原案のとおり決定いたします。

日程第4 議案第85号「白糠農業振興地域整備計画の変更に係る意見」についてを議題といたします。

事務局職員に議案の朗読及び説明を斉藤主幹よろしくお願いいたします。

斉藤主幹 議案第85号「白糠農業振興地域整備計画の変更に係る意見」。
農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2の規定により、白糠町から意見を求められた下記農業振興地域整備計画の変更について、本会の審議を求める。
令和2年1月31日提出。
白糠町農業委員会 会長 林 善幸。
記。

意見聴取の内容(変更内容)は土地利用計画の変更になります。
内容についてご説明いたします。

「農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2」の規定によりまして、市町村が農業振興地域整備計画の変更をしようとするときは、農業委員会の意見を聴くことになっております。

号別1号につきましては、携帯電話会社によります「移動通信用中継施設建設」に係るもので、農用地区域からの除外になります。認定電気通信事業者が中継施設の設置にあたり、許可権者である道との間で事業計画の事前協議がなされている場合には、農地転用及び開発行為の許可が免除されており、農用地区域を変更せずに施設を整備することが可能とな

っております。

よって、施設の整備中あるいは整備後に農用地とすることが適当でなくなった土地として、今回は事後報告になりますが、農業委員会に求められたものです。

したがいまして、この件につきましては「本事業の必要最小限面積と思われ、施設も公共性が高いものであることから計画変更はやむを得ないと判断し」総合意見にあるとおり、公共性を考えると、土地の有効利用が図られるものと判断し、適格とする記載しております。

号別2号につきましては、号別1号と同じ地番の中で、現況は農業用施設でありながら、用途区分は農地とされている部分について、現況に合わせて、用途区分を農地から農業用施設用地に変更するものであります。

以上、議案第85号の説明とさせていただきます。

議長 議案第85号の質疑をお受けいたします。

(出席委員) (なし)

議長 質疑なしと認めます。
これをもって、質疑を終結いたします。
よって、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(出席委員) (「異議なし」の声あり)

議長 ご異議なしと認めます。
よって、議案第85号につきましては、原案のとおり決定いたします。

日程第5 議案第86号「農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議」についてを議題といたします。

事務局職員に議案の朗読及び説明を斉藤主幹よろしくお願いいたします。

斉藤主幹 議案第86号「農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議」

このことについて、令和元年10月以降に連続して発生した農業委員の不祥事を受け、同年11月28日に全国農業委員会会長代表者集会において、「農業委員会の委員等の綱紀保持に関する申し合わせ」が決議され、農業委員会組織として綱紀粛正の徹底を図っていくために、下記内容の決議を求める。

令和2年1月31日提出。

白糖町農業委員会 会長 林 善幸。

記。

別紙のとおり

次のページをおめくり願います。
決議文を朗読させていただきます。

私たち農業委員は、農業者の公的な代表機関である農業委員会組織の一員として、法令に則り適正に農地制度を運用し、農地利用の最適化を実

現する責務を負っている。

特に、農地制度に基づく許認可に係る事務については、個人情報に接することも多く、公平・公正な運用はもちろんのこと、個人情報保護も徹底しなければならない。

私たち農業委員は、高い倫理観を持ち、法令遵守を徹底するため、下記事項についてここに申し合わせ、決議する。

記

1. 農業委員会が担っている職務と責任を改めて自覚し、法令に則り適正に農地制度を運用すること。特に、農業委員会法第31条の議事参与の制限、同第33条の議事録の公表を適切に実施して、農業委員会の議事の公正さを確保すること。

2. 農業委員としての高い倫理観を維持し、法令遵守を徹底するための研修等を実施すること。

令和2年1月31日

白糖町農業委員会

以上、議案第86号の説明とさせていただきます。

議長 議案第86号について質疑をお受けいたします。

石田委員 記の部分で、「研修等を実施する」となっている。各農業委員会で研修をするということなのか、それとも先日札幌で実施した類のものに参加するということなのか。

斉藤主幹 先日参加していただいた研修が正にそのような内容です。法律関係を承知していただいて、法令に則ってとなっていますことから、この前の研修は法律制度の説明なので、法律もそう、また、農業者年金の研修も研修を通してさらに農業委員として資質向上になります。

なぜこのような綱紀粛正が出されたのかは、昨年10月以降、法令に違反した農業委員会が2件ありました。それ以前の1年前からすると、過去1年間で4件事件が発生しています。前回の総会でもお知らせしたのですが、例えば事件の中で農地法3条で許可していると、当然農地として使っていなければなりません、実際は農地以外で使っている事例が発覚したので、全国農業会議所が主催する会長の集会時に決議文を発生して、全国から各地方の農業会議に通知がいて、それぞれの農業委員会で、このような決議、本来は当たり前の内容なのですが、あらため法律に則って、農業委員としての使命を果たしてくださいということで、通知がきました。

石田委員 主幹の説明した内容のとおりと思うのだけど、これ11月28日に全国農業者代表者集会で、このことを決議したということなのだけど、議事録の省略は集会時に議題にはならなかったのか。

斉藤主幹 議事録を公表するに当たっては、個人情報の関係があるので、農業委員は実名ですが、個人の金額の部分とか、個人の名前というものは伏せております。

事務局長 それぞれの農業委員会で公表するときは、省略しているところもあつ

て、当町は透明性を図るために休憩時以外は開示しています。

石田委員　　いまは全て個人情報の公開ということで、請求されれば、個人情報以外は、個人的に特別に支障がない限りは公表しなければならない。だからそういう面では、省略は透明性に欠けているのかなと感じます。

議　　長　　他、よろしいですか。

(出席委員)　　(意見なし)

議　　長　　質疑なしと認めます。
これをもって、質疑を終結いたします。
よって、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(出席委員)　　(「異議なし」の声あり)

議　　長　　ご異議なしと認めます。
よって、議案第86号につきましては、原案のとおり決定いたします。

以上をもちまして、本日予定しておりました議案につきましては、全て終了いたしました。

これをもちまして、第24回農業委員会総会を閉会いたします。
ご苦労さまでした。

(閉会時間 午後 2 時)